

角田市道「枝野橋」の通行止め解除について

令和4年3月16日に発生した福島県沖を震源とする地震により、角田市道「枝野橋」(L=600m)は甚大な被害を受けたため、令和4年3月17日より全面通行止めとし、4月から県の権限代行による災害復旧事業を実施しております。この度、応急復旧工事が完了し、通行の安全性が確保されたことから、**6月30日(木) 11時に通行止めを解除**します。

なお、今後は11月から本復旧工事に着手する予定としており、工事完了までは地震時における「通行規制基準」を設定し、安全管理の徹底を図ることとしております。

1. 事業概要

(1) 応急復旧工事

橋脚の断面修復(3基)及びコンクリート巻立(1基)、
支承仮固定(8箇所)

(2) 本復旧工事

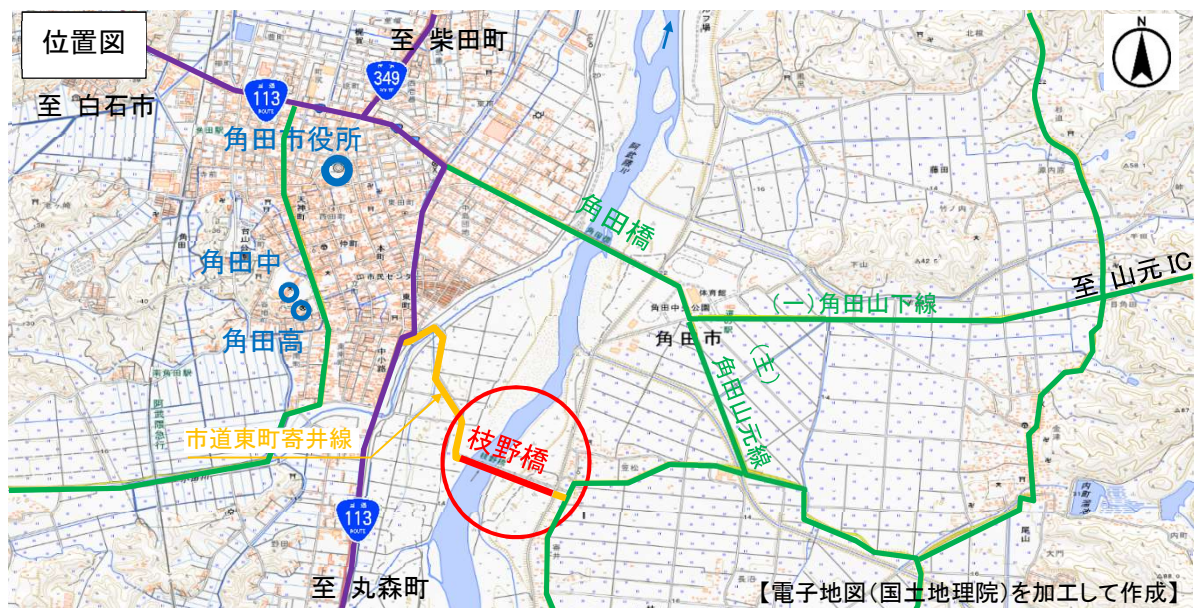
橋脚の炭素繊維巻立(9基)、支承交換(20箇所)

2. 通行規制基準(地震による通行止め)

①震度5弱以上の地震発生時(点検で安全が確認された後、通行可能)

②震度5弱未満の地震で通行止めが必要と判断した場合

※なお、本復旧工事において、資機材の搬出入時に一般交通への影響が最小限となる範囲で一時的に通行止めとすることがあります。



応急復旧状況

